

集团的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について（案）

平成 22 年 10 月
消費者委員会事務局

1．趣旨

本専門調査会は、集团的消費者被害救済制度に関する事項について、消費者委員会の求めに応じて、調査審議する。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 6 項においては、同法の施行後 3 年を目途として、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるもの」とされている。

また、「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、集团的消費者被害救済制度について、「平成 22 年夏を目途に論点の整理を行い、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得る」とされているところ、平成 22 年 9 月、消費者庁において、集团的消費者被害救済制度研究会の報告書が取りまとめられ、公表された。

これらを踏まえて、本専門調査会としては、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2．主な審議事項

(1) 集合訴訟制度について

- ・ 集团的消費者被害の実態及び制度の対象となる消費者被害について
- ・ 集团的消費者被害救済制度研究会報告書において示された集合訴訟手続モデル案について
- ・ 手続追行主体と判決効について
- ・ 通知・公告の在り方等について
- ・ 和解、訴えの取下げ等に関する規律について
- ・ 訴訟手続に係る個別論点全般について
- ・ その他、制度に関する問題全般について

(2) その他(1)に関連する重要事項

3．スケジュール

第 1 回 内閣府及び消費者庁における研究会の報告書及び今後の運営について、その他フリーディスカッション

第 2 回以降 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方について平成 23 年夏を目途にとりまとめを行う。

以上

集団的消費者被害救済制度に関する指摘箇所

司法制度改革推進計画(抄)(平成14年3月19日閣議決定)

第1 民事司法制度の改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

(4) 被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う(内閣府、公正取引委員会、経済産業省)

H18 消費者契約法改正(消費者団体訴訟制度の導入)

(衆議院)内閣委員会(平成18年4月28日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

(参議院)内閣委員会(平成18年5月30日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

八 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

H20 消費者契約法改正(消費者団体訴訟制度の対象拡大)

(衆議院)内閣委員会(平成20年4月11日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

(参議院) 内閣委員会 (平成 20 年 4 月 24 日)
消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

消費者庁及び消費者委員会設置法

(公布：平成 21 年 6 月 5 日法律第 48 号 施行：平成 21 年 9 月 1 日)

消費者庁及び消費者委員会設置法附則

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

衆議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議 (平成 21 年 4 月 16 日)
消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

参議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議 (平成 21 年 5 月 28 日)
消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

三十一 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消費者基本計画（抄）（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）

施策 番号	具体的施策	担当省庁 等	実施時期
110	<p>加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。</p>	<p>消費者庁 法務省</p>	<p>平成 22 年夏を目途に論点の整理を行い、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得ます。</p>

消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 設置・運営規程

平成 22 年 8 月 6 日
消費者委員会決定

(総則)

第 1 条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の集团的消費者被害救済制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第 2 条 委員会に集团的消費者被害救済制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第 3 条 専門調査会は 以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方
- (2) そのほか (1) に関連する重要事項

(調査会の設置)

第 4 条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第 5 条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

集団の消費者被害救済制度専門調査会 委員名簿(平成22年10月22日現在)

(五十音順)

	氏名	現職
1	磯辺 浩一	特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事・事務局長
2	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
3	大河内 美保	主婦連合会 副会長
4	大高 友一	弁護士
5	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
6	窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
7	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
8	桑原 元	全国商工会連合会 常務理事
9	中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 法務部 グループ法務シニアオフィサー
10	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
11	三木 澄子	消費生活専門相談員
12	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

以上 12名